

災害ボランティア活動支援に関する協定書

社会福祉法人福山市社会福祉協議会（以下「甲」という。）、一般社団法人福山青年会議所（以下「乙」という。）は、福山市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲、乙が、災害時において、災害ボランティア活動を支援し、効果的に活動を展開するため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲、乙は、次に掲げる事項について相互に各組織の機能等を最大限に活用し協力を行う。

- （1）被災状況や災害ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供
- （2）災害ボランティア活動支援用物資等の調達及び仕分け輸送の協力
- （3）災害ボランティアセンターの運営への支援

（平常時の協力）

第3条 甲と乙は、平常時から相互に連携・協力し、以下の活動を行う。

- （1）災害ボランティアセンターの設置・運営に関する情報等の共有
- （2）災害ボランティアセンターの運営に関する協力など災害時における連携体制の確立
- （3）災害ボランティアセンターの設置・運営訓練に関する協力
- （4）その他、甲、乙が必要と認めた活動

（連絡会議の運営）

第4条 甲、乙は、相互の連携・協力のため、以下の方法で連絡会議を開催する。

- （1）年1回以上の開催
- （2）甲、乙が定める者の出席
- （3）甲、乙の合意による関係者の出席

（体制の引継ぎ）

第5条 甲、乙いずれかの担当者又は災害活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間の満了の日の3か月前までに、甲、乙のいずれからも解除又は変更の意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙が協議のうえ、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2019年(令和元年)6月26日

甲 住所 福山市三吉町南二丁目11番22号
福山すこやかセンター内
社会福祉法人福山市社会福祉協議会
会 長 橋本 哲之

乙 住所 福山市西町二丁目10番1号
福山商工会議所7階
一般社団法人福山青年会議所
理事長 藤本 俊